

## 第1 計画の基本的事項

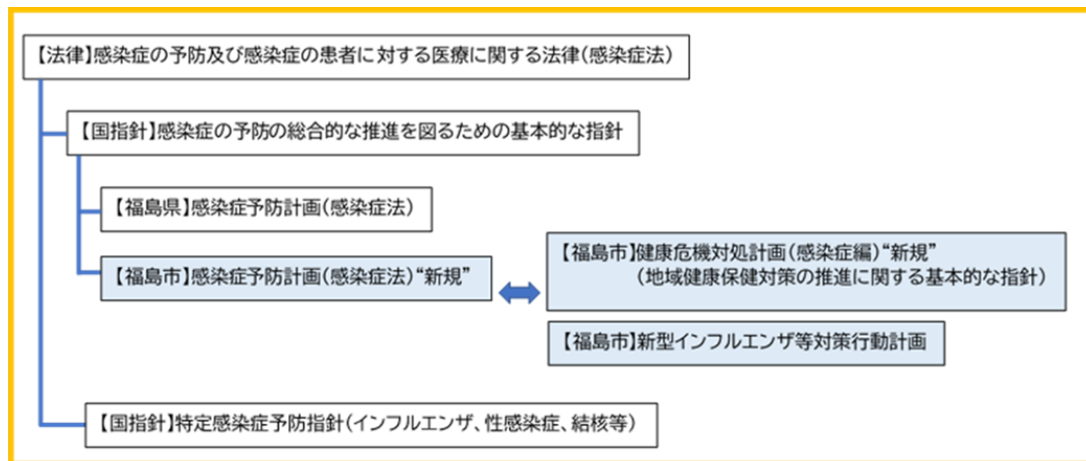
### 1 計画の策定と位置づけ

感染症法の一部が改正され、新たに保健所設置市においても計画の策定が義務付けられた。

国基本指針や福島県感染症予防計画に即し、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応の課題を踏まえ、福島市の感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため定めるもので、福島県感染症対策連携協議会の協議を経て策定。

感染症予防のための施策を実施するための体制整備や人材育成等の取組等について、福島市新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図り定めた。

また、予防計画の実効性を担保し、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、地域保健法第4条に基づく「地域保健に関する基本的な指針」により「健康危機対処計画(感染症編)」を策定する。



### 2 計画の定期的な見直し

法第9条第3項に基づき、国の基本的指針は少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更されることから、本計画も基本方針の改正、及び県予防計画の改定にあわせて、適宜改定する。

## 第2 感染症予防の推進の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の構築

平時から感染症の発生状況及び動向を正確に把握する体制を整備し、市民等への適切な情報提供を通じて、感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置く。

### 2 市民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

感染症の発生状況や動向等、並びに感染症の予防及び治療に必要な情報について、市民へ積極的に公表し、市民一人一人が予防できる等、社会全体での感染症予防の推進を図る。

### 3 人権の尊重

感染症予防と患者等の人権尊重の両立を基本とし、個人情報保護に十分留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発に努める。

### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

市民の健康を守るため、感染症の発生状況等を的確に把握できる感染症発生動向調査体制の確立に向け、県や医師会等の関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備する。

### 5 予防接種の推進

ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、医療機関や教育機関等との連携を図り、市民の理解を得ながら、積極的に推進していく。

### 6 各主体が果たすべき役割

- ①市 … 県と連携し、感染症の発生予防及びまん延防止のための効果的な施策を推進するとともに、感染症に係る情報の普及啓発や、発生時における対策の主体者となる。新型コロナの経験で得た衛生習慣(手洗い・換気・咳エチケット等)や環境・建物整備(タッチレス水栓やドア等)について、市民への周知啓発を行う等、感染症に強いまちづくりの推進を図る。
- ②市民 … 感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に必要な注意を払うように努めるとともに、偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにする。
- ③医師・獣医師 … それぞれの立場で基本的な感染対策の下、患者等に対し適切な説明を行うとともに、市の感染症対策に協力する。

### 第3 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ・感染症の発生予防のため、感染症対策部門、食品衛生部門や環境衛生部門等の関係機関が適切に連携を図る。
- ・ワクチンの有効性及び安全性が確認された感染症については、予防接種が受けられる場所や機関等についての情報を提供し、市民がより安心して接種できるような環境の整備を行う。
- ・感染症発生動向調査の体制確立のため、法第12条に基づく届出義務について、医師会等を通じて周知徹底を図り、発生動向の適切な把握を行う。

### 第4 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

- ・市民、医療関係者等の理解と協力に基づき、市民自らが予防に努め、健康を守る努力を行うことができるよう、感染症発生動向調査等による情報の公表を適切に行う。
- ・対人措置(就業制限、入院措置等)や対物措置(汚染場所の消毒等)を実施する場合には、必要最小限のものとし、患者等の人権を尊重する。
- ・積極的疫学調査を的確に実施する。
- ・特定の地域に感染症が集団発生した場合のまん延防止のために、医師会等の医療関係団体や高齢者施設・障がい者施設等の関係団体等との連絡体制の確保を図る。
- ・感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、県や医師会等の関係機関等との連携体制を構築する。
- ・必要があるときは、予防接種法に基づく、臨時の予防接種を行う。

### 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ・本市保健所における検査体制整備、平時からの試験検査機能の向上に努める。
- ・有事において、流行初期の段階から円滑に検査が実施されるよう、平時から計画的な準備を行う。また、民間の検査機関等との連携を推進する。
- ・病原体等の情報の収集は、県及び衛生研究所、医師会等の医療関係団体や民間検査機関等と連携し進める。

#### 【数値目標】

○本市検査室における検査実施能力

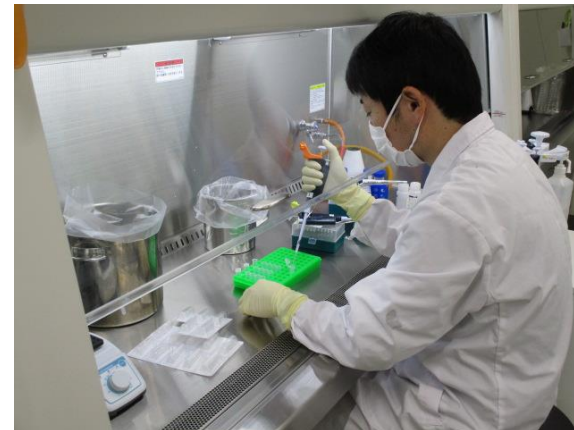
[流行初期] 20件/日

[流行初期以降] 40件/日

○本市検査室における検査機器確保数

[流行初期] 2台(PCR検査機器)

[流行初期以降] 2台(PCR検査機器)



【保健所検査室 PCR検査の様子】

## 第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- ・一類感染症、二類感染症及び新興感染症の発生時に備え、平時から消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等について検討し、移送体制の確保を図る。
- ・高齢者等、配慮を必要とする方の移送については関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。
- ・平時から保健所及び消防本部間での情報共有や実践的な移送訓練を行うこと等を通じ、保健所と消防機関を有する中核市の強みを活かした移送体制の整備、強化を図る。



左：移送車両(救急車1台、飛沫循環抑制車1台)  
右：運転席側と後部座席の間に隔壁を設置し、前方を陽圧、後方を陰圧とすることで後方の空気が前方に循環しない仕組みとなっている。

## 第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- ・体調悪化時に適切な医療につなげられる健康観察の体制整備や、物資の支給等生活支援の実施に向けて、関係団体等と連携を図る。
- ・外出自粛対象者が高齢者施設や障がい者施設等において療養する場合は、施設内で感染がまん延しないような環境の構築を図る。
- ・福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等との連携に努める。

## 第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

- ・患者やその家族、医療関係者等に対する差別や偏見の防止、市民の感染症予防意識の向上のため、広報媒体や研修会などを活用し、正しい知識の普及に努める。
- ・保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症に関する正しい知識の普及や、相談等のリスクコミュニケーションを行う。
- ・報道機関は、的確な情報を提供することが重要であることから、市は、個人情報の取扱いに注意を払い、感染症に関し誤った情報や不適當な報道がなされたときには速やかにその訂正がなされるよう、平時から報道機関との連携を密接に行う等の体制整備を図る。

## 第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- ・国等の感染症専門機関で実施する研修会等に保健所職員等を積極的に派遣し、知識の習得を図る。
- ・関係機関と連携を図り、講習会や感染症危機を想定した検体搬送、患者移送、積極的疫学調査等の実践型の訓練・研修等を開催し、人材の養成を推進する。
- ・IHEAT要員への実践的な訓練の実施やIHEAT要員の支援を受けるための体制を整備するなどIHEAT要員の活用を想定した準備を行う。

### 【数値目標】

- 保健所職員及びその他の市職員の研修・訓練回数  
[目標数] 年1回以上

## 第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- ・保健所は、感染症対策の中核的機関として情報の収集、分析、対応策の立案等を行うとともに、感染症の拡大時にも健康づくり等、地域保健対策を継続できるようにする。
- ・感染症の拡大やまん延、流行が繰り返されるなど、対応が長期間継続することも想定し、必要となる保健所の人員数を検討し、感染症の発生時や拡大の状況に応じ、その体制を迅速に切り替えることができるよう、平時から保健所の体制整備を進める。
- ・必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進める。
- ・新型コロナの経験を踏まえ、感染拡大時には、他部局からの人員配置やIHEAT要員等の受入体制を構築し、保健所機能を強化する。

### 【数値目標】

- 流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する  
人員確保数 [目標数] 50人/日
- 即応可能なIHEAT要員の確保数  
[目標数] 2人

## 第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国及び市町村等との連絡体制の確保を含む。)に関する事項

- ・緊急時において、国、県、医療関係団体等との連携による迅速かつ的確な対策を行う。
- ・市民が感染予防等を講じるうえで有益な情報を、多様な情報提供媒体により、理解しやすい内容で情報提供を行う。

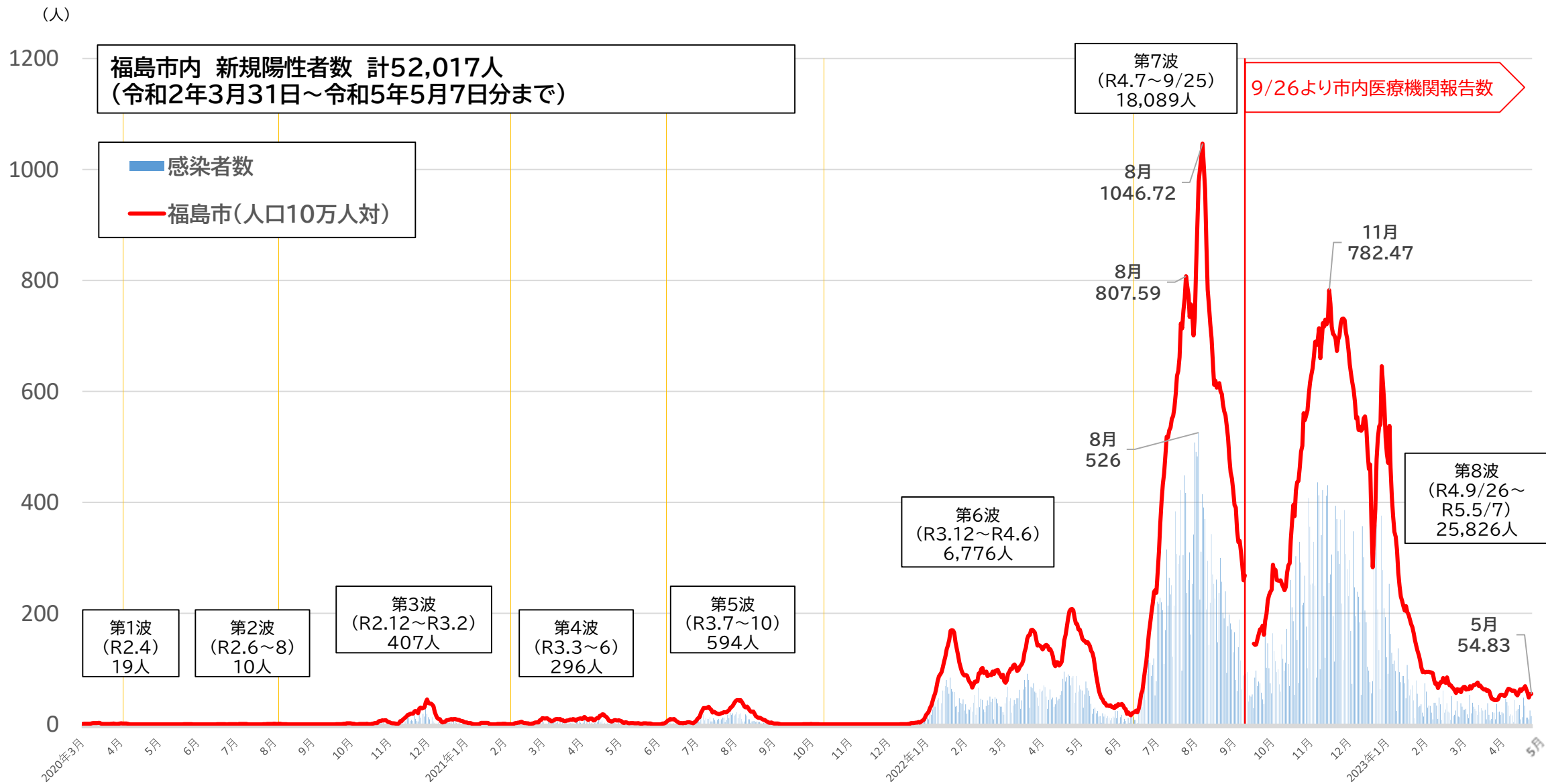
## 第12 その他感染症の予防の推進に関する事項

- ・施設内感染の防止、災害防疫、動物由来感染症対策、障がいのある方への配慮、外国人に対する適用、薬剤耐性対策に関して必要な事項を定める。
- ・消毒薬や感染防護具等の資材の流通が滞った新型コロナの経験を踏まえ、必要に応じ関係団体や企業等へ、資材の確保についての協力を依頼するなど、医療や介護福祉の継続を側面から支援する。



【医療機関に対して院内感染防止研修会を実施】

# 福島市新規陽性者数の推移



# 流行期ごとの福島市の主な動き(第1波以前～第2波)

## ● 対応初期(第1波以前)

保健所	全庁
<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ相談専用電話の開設</li><li>・保健所検査室にてPCR検査開始</li><li>・保健所救急車両での患者搬送を実施</li><li>・保健所だよりによる注意喚起を実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置</li><li>・市長メッセージによるコロナ関連情報の発信を開始</li><li>・公立保育施設への不織布マスク、消毒液等の配布 (私立保育施設に対しては購入に要する経費を補助)</li><li>・小中学校への備蓄マスク配布</li></ul>

## ● 第1波(R2.4)・第2波(R2.6～8)

保健所	全庁
<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年3月31日 市で初めてコロナ陽性者発生</li><li>・市内8病院に帰国者接触者外来、2病院に発熱外来開設</li><li>・行政検査業務や感染症患者の移送業務の委託を開始</li><li>・保健所だよりにより、感染者や医療従事者に対する誹謗中傷の防止や相談窓口について広報</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療機関へ医療資材の提供</li><li>・妊婦のPCR検査支援</li><li>・マスク、医療資材の不足に対し、企業や市民等に協力を要請 寄付や市での調達により、学校、施設や医療機関等に配布</li><li>・市長メッセージによる市民に対する注意喚起を継続</li><li>・新型コロナ対応防災訓練を実施</li></ul>

# 流行期ごとの福島市の主な動き(第3波)

## ● 第3波(R2.12~R3.2)

### 保健所

- ・本市初のクラスター発生
- ・令和2年12月 ワクチン接種対策チームが新設  
(感染の波に応じて、大学と連携・夜間予約なし接種等、機動的に実施)
- ・積極的疫学調査の強化(感染源探知、濃厚接触者の特定、現地調査・指導、接待を伴う飲食店従業員や施設職員向け相談・検査体制整備など)
- ・保健所業務の迅速化、合理化  
(情報の一元化や一部外部委託を開始)
- ・医療機関への早期受診、検査の勧奨
- ・中核市の強みを活かした消防との連携強化(圏域を越えた移送)

### 全庁

- ・ICTを活用した「福島型オンライン授業」開始に向けた学習環境の整備
- ・市長等が飲食店を訪問し、感染対策を呼びかけ
- ・流行波の特徴や株の特性に応じた感染対策について、記者会見や市長メッセージなどを通して市民へ周知
- ・飲食店への感染防止対策立ち入り点検の外部委託



【市長等が飲食店を訪問し、感染対策を呼びかけ】

# 流行期ごとの福島市の主な動き(第4波～第6波)

## ● 第4波(R3.3～6)・第5波(R3.7～10)

保健所	全庁
<ul style="list-style-type: none"><li>・迅速かつ的確な積極的疫学調査の継続 (クラスター間のリンクも探知、感染拡大を防ぐ)</li><li>・市内6医療機関に対して院内感染防止研修会を実施</li><li>・東京2020大会関連受け入れ事業所への検査相談を実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育施設等の職員向けに「新型コロナウイルス感染症講習会」を実施</li><li>・市長等が県と合同で飲食店を訪問し、酒類提供の自粛や時短協力の要請(パセオ通り、福島駅間で実施)</li><li>・児童、生徒へ不織布マスクを配布</li></ul>

## ● 第6波(R3.12～R4.6)

### 保健所 ・ 全庁

- ・令和4年1月積極的疫学調査の重点化  
(県は対象を同居家族、高齢者・障がい者施設、医療機関としたが、市は小・中学校以下も重点化の対象に拡大し、聞き取りを実施)
- ・中核市の強みを活かした感染対策(関係部署と連携し、こどもへの感染を抑える)
- ・適切な外部委託により保健所は疫学調査等の専門的業務に集中
- ・令和4年1月から庁内職員応援体制により精度の高い積極的疫学調査を維持継続

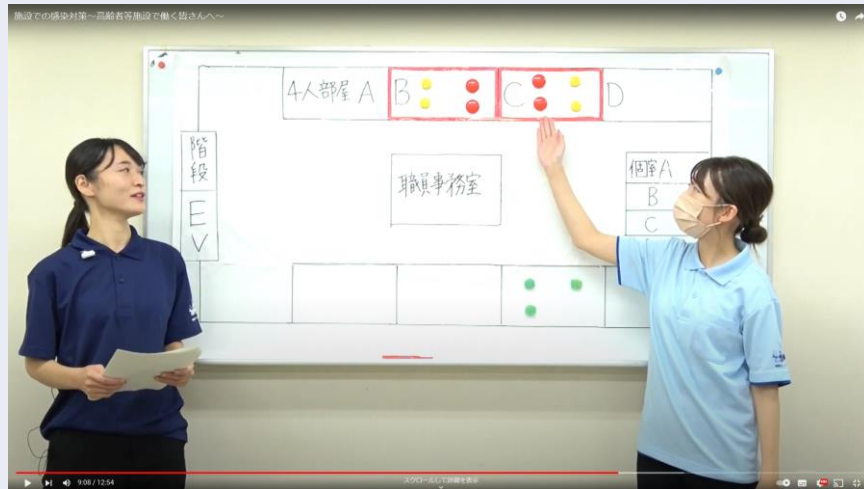


# 流行期ごとの福島市の主な動き(第7波～第8波)

## ● 第7波(R4.7～9)・第8波(R4.9～)

### 保健所 ・ 全庁

- ・積極的疫学調査のさらなる重点化(65歳以上の高齢者、妊婦、40歳以上基礎疾患ある方、医療機関や高齢者施設職員)、発生届限定化(65歳以上、入院を要する方、重症化リスクかつ酸素投与やコロナ治療薬が必要な方、妊婦)を経て、保健所は陽性者の療養管理中心に
- ・消防との連携や医療機関の協力により、五類移行前から医療機関間による入院調整を開始
- ・高齢者等施設向け感染対策動画「施設での感染対策～高齢者等施設で働く皆さんへ～」を市公式YouTubeチャンネルで配信開始
- ・早期探知による感染拡大防止や、医療機関等の負担軽減を目的に、軽症の方を対象にドライブスルー方式で抗原検査キットを配布(外部委託により、本庁舎、福島トヨタクラウンアリーナで実施)



【高齢者施設向け感染対策動画を市公式YouTubeで配信】



【新型コロナ対策執務室(保健福祉センター5階大会議室)】

# 新たな感染症に向けて

## ● 庁内及び保健所体制整備

- ・積極的疫学調査の徹底
- ・保健所体制および庁内体制の整備（ICT化、全所・全庁体制、外部委託による合理化）
- ・市民への機動的な感染対策の周知・啓発  
（市長メッセージ、SNS、広報車、防災スピーカー等で危機意識ムードを形成）
- ・職員の感染防止対策の徹底（BCPの観点からの対策）

## ● 関係機関とのさらなる連携体制の強化

- ・中核市ならではの強みとして、消防、学校、幼稚園・保育園所管部局、高齢者・障がい者施設所管部局、商工業所管部局等との連携を活かした全庁体制での対応
- ・医療機関への周知・協力
- ・IHEAT要員の養成研修の実施により、IHEAT要員の確保に取り組む

## ● 感染症予防計画の策定

次の新たな感染症に備え、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、福島市感染症予防計画を策定する